



令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金 支給のご案内

子育て世帯の支援のため、
新たな給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ ①と②の両方に当てはまる方

※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は除きます。

① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等

（令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。）

② {

- 令和4年度住民税（均等割）が非課税の方
または
- 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方


2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■ 支給にあたり、申請が不要な場合と必要な場合があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

【問合せ先】

鹿嶋市こども相談課 〒314-8655 鹿嶋市平井1187番地 1

 0299-82-2911（内線327）

3. 給付金の支給手続き

I 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税（均等割）が非課税の方

- ▶ **申請不要**で受け取れます。
- ▶ 対象者には、令和4年6月末に支給決定通知を送付します。

【ご注意ください】

※給付金の支給を希望しない場合は、問合先までご連絡ください。

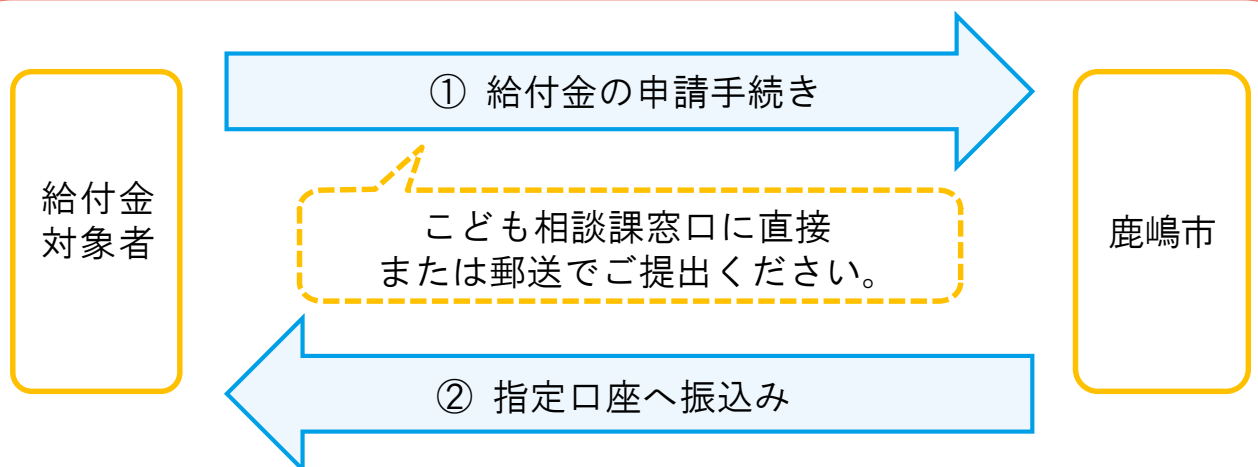
※給付金の支給後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただく必要があります。

（住民税課税になった場合や1人の児童について二重に受給した場合など）

※児童手当等の支給で指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、問合先までご連絡いただき、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II 上記以外の方（例：高校生のみを養育している方，収入が急変した方）

- ▶ **申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにこども相談課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県や市区町村，厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署，または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。